

戦後日本の会計制度、市場、企業



早稲田大学 商学学術院 教授

薄井 彰

■ 1. はじめに

会計制度は資産、負債および資本を評価・測定し、収益と費用を認識して利益を計算するための情報を作成・開示するルール、ならびに企業行動のモニタリングルールの体系である。フォーマルであれインフォーマルであれ、会計ルールを設定し、それを利害関係者に遵守させるためには、ある種の権威が必要となる。企業会計のフォーマルな会計ルール

の場合には法的な根拠が担保されている。

金融庁の所轄事項として、金融庁組織令第3条第1項第42号には、「企業会計の基準の設定その他企業の財務に関すること。」と規定されている。この規定は、国家がその責任において会計基準を設定する権限を有していることを表す。この1文は、歴史的にみれば、第2次世界大戦後、経済安定本部から大蔵省、そして金融庁に引き継がれたものである（薄井 [2015]）。日本の会計制度は、戦前戦後の長年にわたって会計基準の設定の初期の段階から、国家が会計ルールの作成と執行に責任を負ってきたことである。

終戦後まもなく経済安定本部で構想された会計基準の設定権限と会計行政の総合調整機能は、今日、内閣府金融庁に引き継がれ、わが国の会計制度設計の基礎となっている。戦後、大蔵省（現在は金融庁）の諮問機関である企業会計審議会が長らく会計基準設定主体であった。2001年には民間組織である財務会

〈目 次〉

1. はじめに
2. 会計制度の3つの源流
3. 会計制度の3つの軸の変容
4. 会計制度と資本市場
5. 会計制度と企業行動
6. 会計不正
7. むすび

計基準機構の企業会計基準委員会（Accounting Standards Board of Japan：ASBJ）が会計基準設定主体となっている。ASBJが作成する会計基準、国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board：IASB）の作成する国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards：IFRS）および米国会計基準であっても、金融庁長官が一般に公正妥当な企業会計の基準としてそれらを指定するという枠組みが採用されている。

現在、金融庁長官が一般に公正妥当な企業会計の基準として指定する会計基準は、平成27年9月4日金融庁告知第70号によれば、

- (1) 公益財団法人財務会計基準機構が設置した企業会計基準委員会（ASBJ）において作成され、公表された会計基準（企業会計基準第1号から第26号）
- (2) IFRS財団が設置した国際会計基準審議会（IASB）において作成され、公表された国際会計基準（IFRS第1号から第41号）
- (3) 平成27年6月30日までに企業会計基準委員会の名において公表が行われた修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）^{（注1）}。企業会計基準委員会は、第1号修正会計基準「のれんの会計処理」、第2号修正会計基準「その他の包括利益の会計処理」を公表している。

である。また、連結財務諸表規則第95条では、「米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により作成した連結財務諸表（以下「米国式連結財務諸表」という。）を米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表提出会社が当該米国式連結財務諸表を法の規定による連結財務諸表として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、当該会社の提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示した事項を除き、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によることができる。」とあり、米国証券取引委員会に米国式連結財務諸表を登録している企業は、米国会計基準に基づく連結財務諸表を作成することができる。

この結果、日本では、日本会計基準、国際財務報告基準（IFRS）、修正国際基準および米国会計基準という4つの会計基準が併存することになっている^{（注2）}。

歴史的にも、4つの会計基準が併存することは混沌とした状況であるが、IFRSと日本会計基準、ならびにIFRSと米国会計基準のコンバージェンスはかなりの程度まで進んでいるので、連結財務諸表の比較可能性はある程度まで担保されているといえよう。

■ 2. 会計制度の3つの源流

戦後の会計制度は3つの源流が戦前から戦後に継承されて形成された（薄井 [2015]）。第1の源流は、戦前の商工省による産業政策のための会計制度である。第2の源流は、陸軍と海軍による原価統制政策のための会計制度である。第2次世界大戦時の統制経済のもとで、わが国の原価計算制度は、適正利潤を確保しながら原価を低減させるという意味で、高い技術的完成度を達成していた。第3の源流は、大蔵省の理財局による会社経理統制令と主税局の税務統制政策のための会計制度である。日本の企業会計制度は、戦前の会計制度に米国の会計制度をビルトインすることによって、1950年代に基礎的な体制が出来上がった。

第1の源流は、戦後、通商産業省、経済企画庁、そして経済産業省によって継承された。第2の源流のうち、財務報告基準としての原価計算基準は、大蔵省に継承されたが、企業の原価管理システムは、国によって統制されることなく、経営者の裁量に委ねられた。企業は、原価低減を目的とした原価企画などの会計技法の開発を担った。第3の源流は、大蔵省が継承し、米国の1933年証券法および1934年証券取引所法のディスクロージャー制度を導入した結果、税務行政と資本市場行政のための2種類の会計ルールを策定することになった。1998年の大蔵省金融行政の分離後、

会計行政は、金融監督庁（現金融庁）が主に担っている。

■ 3. 会計制度の3つの軸の変容

1990年代中頃まで、日本の会計制度は、海外、特に米国の会計制度をキャッチアップし、国内の法制度（商法、証券取引法、税法）との内的な整合性を維持することによって、その日本化を図った。

市場や企業活動のグローバル化の進展と金融技術の高度化は、日本の企業会計制度に新たな展開を余儀なくさせている。新井・白鳥 [1991] は、法制度の観点から、証券取引法、商法、税法のトライアングル体制として、戦後20世紀の企業会計制度を描写した。21世紀における日本の会計制度は、法制度ではなく経済活動の観点から、資本市場、企業、国民経済の3つの軸から再構成できよう（薄井 [2015]）。会計制度は、(1)「資本市場」の資産価格形成、(2)「企業」のステークホルダーの利害調整、(3)「国民経済」の成長と富の配分に関わる。

「資本市場」の軸は、財務諸表報告と財務諸表監査を通じて資本市場の資産価格形成の効率化に関連する。効率的な市場では、資源の最適な配分が期待される。資本市場の会計制度は、IFRSや金融商品取引法などに基づいて会計ルールが作成され、運用される。

「企業」の軸は、会計が企業のステークホルダー（株主、債権者、従業員、経営者など）

の利害調整の機能を担う。企業の利害調整のための会計制度は、会社法に基づく経営者行動のモニタリング、配当可能利益の計算ルール、金融商品取引法の内部統制報告制度、経営者報酬契約などである。この軸はコーポレートガバナンスに関連する。

「国民経済」の軸は、会計が産業政策、環境政策、租税政策などを通じて、経済の持続的成長や富の再配分に貢献する。国民経済のための会計制度は、設備投資や研究開発の促進、法人税法の所得計算の公平化を図る。

グローバルな資本市場の安定のためには、各国の会計制度は国際的に協調して設計・維持することが必要である。国際会計基準審議会のIFRSは、会計基準作成の有力な開発ツールである。

■ 4. 会計制度と資本市場

(1) 会計情報内容の長期的な価値関連性

薄井〔2015〕の実証結果によれば、企業価値と関連する情報を提供するという観点から、わが国の会計制度は、1950年代から2010年代の60年間、資本市場のインフラストラクチャーとして有効に機能していた。驚くことに、戦後会計制度が創設された1950年代においても売上高情報や利益情報は決算期末までに株価に織り込まれていた。わが国の会計制度は、戦後創設時に当時最新の米国の開示システムを導入したため、高い水準での完成度を達成していたといえよう。

(2) 決算短信情報の開示

決算短信制度はわが国固有のディスクロージャー制度である。1974年に東京証券取引所は、「会社情報の適時開示に関する要請」(昭和49年6月7日付東京証券取引所上場管理第525号)に基づき、上場会社に対して「一般投資家が投資判断を行うに当たって影響を受けることが予想される情報」の開示を要請した(土本・長沼〔2007〕)。当初、「要請」に基づき、こうした情報を開示する企業は少なかったが、1980年には、決算短信の様式が改正され、経営者が業績予想を開示する仕組みが出来上がった。

薄井〔2013〕は、決算短信の情報が過去25年間(1985–2009年)にわたって、発表日、その翌日と翌々日の3営業日に、統計的に有意に株価に織り込まれていることも明らかにした。また、2000年以降、決算短信発表日直後に取引が集中していることが確認された。これは決算短信の情報有用性が四半世紀にわたって上昇していたことを示唆している。

決算短信制度では利益数値などの実績データと経営者の業績予想データが取引所で開示される。薄井〔2013〕の実証結果は、実績情報と経営者業績予想の同時開示という慣行が株式市場の価格形成に有効に機能しており、その重要性が増加していることを証拠付けている。

金融庁の金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループでは、決算短信の速報性を強調して、記載情報の整理・合理化を検討

している（金融庁金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ [2016a, 2016b]）。経営者は業績予想制度の簡略化を主張する傾向にある。わが国では、実績数値と業績予想の開示は市場へのコミットメントとして、経営者の規律付けに貢献していると思われる。決算短信制度は、わが国のディスクロージャー制度の根幹となる会計制度である。その改革には法的な観点だけではなく、実証的な観点からの分析が必要であろう。

(3) 会計数値の株価関連性

会計制度設計の目的は、情報利用者の意思決定に有用な情報を提供することである。会計情報の有用性はしばしば会計数値と株価の関連性で評価される。制度設計者、情報作成者や投資家は、制度改革によって有用性が増加することを期待している。しかしながら、薄井 [2015] の実証結果が示すように、日本の株式市場では、当期純利益や資本といった会計数値の情報内容と株価の関連性増加は確認できない。株式投資家の観点からは、会計データの有用性低下とも解釈できる。当期純利益は損益計算書、資本は貸借対照表のボトムラインの要約情報である。こうしたボトムラインの財務諸表データ以外の情報の増加や経済環境の変化によって、会計情報の相対的な有用性が低下するのであろう。これは、会計基準の設計者たちがつねに市場から改革のプレッシャーを受けていることを示唆している。

■ 5. 会計制度と企業行動

(1) 保守的な会計慣行

「損失は予想すれども、利益は予想すべからず」という保守主義の会計慣行がある。保守的な会計慣行は実務の間に広く定着している。この保守主義には、(1) グッドニュースよりもバッドニュースを早期に財務諸表に織り込む、(2) 純資産（＝資産－負債）を過大に評価しないという2つのタイプがある。前者は条件付保守主義（conditional conservatism）、後者は無条件保守主義（unconditional conservatism）と呼ばれる。条件付保守主義は、特定の情報に応じて費用を早期に、あるいは資産を過小に評価することを容認する会計慣行である。条件付保守主義の例としては、固定資産の減損会計の適用などがある。無条件保守主義は、特定の情報に関わらず、純資産を過小に評価する会計慣行である。たとえば、研究開発や広告宣伝への投資を資産化せず、即時に費用化する会計処理である。

薄井 [2015] の実証結果によれば、1990年代中頃から連結利益と個別利益がバッドニュースを早期に織り込むという意味で保守的傾向（条件付保守主義）を強めている。ただし、1990年代以降、経営者、金融機関、外国人、および個人の株主の保有割合が高まるほど、資本を過小に評価する傾向（無条件保守主義）が弱まっている。しかしながら、株主と債権

者、あるいは株主と従業員のコンフリクトの大きい企業では、無条件保守主義の会計慣行が強まっている。会計制度には、資本の過大評価を抑制するメカニズムが内在している。会計数値は単に過去の事実を記述するだけでなく、保守的な会計測定を通じて、ステークホルダー間の利害調整に重要な役割を果たしている。

(2) 株式持ち合い

株式持ち合いはしばしばコーポレートガバナンスの阻害要因として指摘される。確かに互いの議決権を相殺するのであれば、それは経営者のエンリッチメントの手段となるであろう。しかしながら、1999年の金融商品会計基準のもとでは、持ち合い株式は、期末時点で時価評価されるので、双方が互いのビジネスリスクに曝されることになる。金融商品会計基準の導入と2001年の「銀行等の株式等の保有等の制限に関する法律」（銀行株式保有制限法）の施行を契機として、金融機関は持ち合いの解消あるいは投資先の入れ替えを実施した。薄井〔2015〕の実証結果によれば、銀行等は持ち合い株式の解消の際には企業に対して借入金の返済も要請する傾向にあった。つまり、公正価値会計のもとでは、企業と銀行等の株式持ち合いは、企業に対する脅威、すなわち解消時に株式だけでなく負債も引き揚げられるという意味で、経営者の規律付けとなる側面をもっている。

薄井〔2015〕は市場に放出された持ち合い

株式の受け皿は外国人投資家であったことを示している。経営者と銀行等の持ち合い相手の間の情報非対称性の程度は比較的小さかったと推察される。外国人投資家は簿価が時価に収束するような公正価値会計を選好する傾向にある。株主構成の変容は、企業により積極的なグローバルな情報開示を要請しているといえよう。

(3) 個別財務諸表と連結財務諸表の同時開示

会計制度と国民経済のパスは、個別財務諸表の透明性と税に関連する。わが国の会計制度は、確定決算主義を前提として企業会計と税務会計の整合性を確保してきた。もちろん、その背景には、税務の課税計算と連携した企業会計制度を構築することは、社会的にみても情報作成コストと徴税コストの節約になることがあった。制度設計者たちは、タックス・コンプライアンスの観点から、個別財務諸表の透明性が国民経済の発展につながると考え、国民に対する課税所得の直接的、間接的な開示を企業に要請したのであろう。現在、個別財務諸表の簡素化がすすめられているが、その重要性は依然として高い。個別財務諸表簡素化の議論には、実証的な検証が必要であらう。

企業会計と税務会計の密接な関連に加えて、連結財務諸表と個別財務諸表を同時に開示することもわが国固有の会計制度である。制度設計者たちは当初から同時開示を予定し

たものではなかった。個別財務諸表と連結財務諸表の同時開示制度は自然発生的に形成されたものであった。薄井〔2015〕の実証結果によれば、この同時開示制度は企業の集中化／多角化戦略と国際戦略の透明化を投資家に伝達し、株価形成に寄与している。企業活動のグローバル化にともない、経営者の規律付けのためには、海外の事業損益情報の開示が必要となろう。経営者は自身の便益のために海外資産への過剰投資のようなモラルハザードをおこす可能性があるからである。

■ 6. 会計不正

(1) 利益操作

企業は会計制度を与件として、利益操作(earnings management)といった会計行動をとる。たとえば、経営者報酬が会計利益にリンクしているならば経営者は利益を過大に報告するインセンティブをもつ^(注3)。あるいは経営者がリストラ時に利益のV字回復を描きたいならば、最初の時点では将来の費用を前倒して多めに計上して利益を過小に報告しようとする。法を逸脱すれば、粉飾決算といった虚偽記載、いわゆる会計スキャンダル(accounting scandals)が起こる。21世紀にはいると、カネボウ、オリンパス、東芝と大型の会計スキャンダルがおきた。

会計利益は、キャッシュフロー部分とそれ以外のアクル―アル(accrual)部分に区分

できる。総アクル―アルは平均すれば総資産の4%程度の大きさである。経営者はアクル―アルを利用して利益操作することができる。東芝の会計不正の1つは、このタイプの利益操作であって、適正に工事進行基準を適用せずに、収益を過大に認識し、工事損失を適時に計上しなかったものであった。薄井〔2015〕のシミュレーション結果が明らかにするように、残念なことに、既存の実証モデルではアクル―アルによる利益操作を十分に検出できない。利益操作の発見技法の向上が必要であるとともに、より詳細なデータに基づいた内部統制や監査・監督システムを整備拡充することが社会的に要請される。

(2) 監査制度

薄井〔2015〕の実証結果によれば、中央青山監査法人が業務停止となった2000年代中頃から監査サービスの品質の高まりが観測された。監査法人のレピュテーションリスクの高まりやJ-SOXによる厳格な内部統制の導入は、社会全体として、財務諸表の品質向上をもたらしたといえよう。

終戦後の証券取引所の再開にあたり、情報開示制度と監査制度が創設された。これは、情報開示と監査が資本市場のインフラストラクチャーとなることを前提としたものであった。

監査制度の信頼性は資本市場の根幹である。会計スキャンダルが相次いでいる状況では、詳細な内部情報を入手できる公認会計士

の監査が一層重要となろう。実際、金融庁に設置された「会計監査の在り方に関する懇談会」は、2016年3月8日に、会計監査の信頼性確保のために、(1)監査法人のマネジメントの強化、(2)会計監査に関する情報の株主等への提供の充実、(3)企業不正を見抜く力の向上、(4)「第三者の眼」による会計監査の品質のチェック、(5)高品質な会計監査を実施するための環境の整備を柱とする提言を行った（金融庁会計監査の在り方に関する懇談会[2016]）。同日に、日本公認会計士協会は、この提言への対応、ならびに監査制度および監査環境の整備充実に必要な施策に取り組む旨の会長声明を行った（日本公認会計士協会[2016]）。

■ 7. むすび

国内の企業会計審議会が会計基準設定主体であった時代には、国内の利害関係者がフォーマル、あるいはインフォーマルに調整を行ってきた。経済安定本部が強調した「総合調整」の機能である。現在、日本会計基準でさえ国際財務報告基準IFRSと無関連に基準設定することはできない。現在では、会計基準設定の主たる場が国際民間組織であるIASBに移っている。IFRSの基準作成に関与できる人材の供給とその育成は喫緊の課題であろう。

さらに、日本がIFRS開発に貢献、関与するためには、理論および実証によってその活動を支える研究拠点リサーチセンターを早急

に構築する必要がある。会計基準は資本市場に無関連ではなく、企業行動と中立的でもない。国内外の会計基準が併存する状況で、国民経済を豊かにするために、全体として会計制度をどのように維持し、変更すべきか。これは新たな政策的課題であり、研究課題である。新しい会計基準の導入や改訂が国内外の企業および経済に及ぼす影響、ならびにグローバルな資本市場や国際経済の安定と発展に及ぼす影響に関する研究が必要となろう。どのような主張であっても、論理とデータによって証拠づけられなければ、グローバルな環境で利害関係者を説得することは難しいと思われる。

戦後、会計制度対策調査会委員長、企業会計審議会会長として会計制度の設計に重要な役割を果たした会計学者上野道輔は、会計教育に関して、企業の道徳性を強調して、次のように、会計の本質を主張した。

「…もう一つ重要なことは、企業における会計というものが如何に重要なものであるか、そして企業の経営というものが、合理的な会計の基礎の上にたって行わなければならない。一厘一毛のごまかしがあってはいけない。それが社会的に企業経営の重要性を持ち、又社会的に或いは道徳的の意義を持っているのである。会計学の原則、本質に基づいて正確な計算、明瞭な記録、そうして決算報告というものは、企業の状態そのものを公に最も公明正大なものとして発表できるものではないというところまで、若い子供の時か

ら企業の道徳性というものを十分に養成して行うことが大事じゃないかと思います。」（企業会計制度対策調査会〔1949〕）。

公明正大な会計は企業に成長をもたらす。一方で、会計不正は企業を破綻に導くことさえある。企業の経営は、会計学の原則と本質に基づいた正確な決算、明瞭な記録、および企業の状態を公に最も公明正大な発表できる決算報告を基礎として、経営者と従業員が徳義心と高い倫理性をもつことが肝要である。

（注1） 2016年3月31日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から、四半期連結財務諸表に関しては、2016年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から修正国際基準を適用することができる。

（注2） 2016年3月時点で、上場会社のうち、74社がIFRSを適用し、32社がIFRS適用を決定している（日本取引所グループホームページ：<http://www.jpx.co.jp/listing/stocks/ifrs/>）。

（注3） 利益操作の誘因としては、経営者あるいはアナリストの業績予想を達成すること、会計ベースで決定される経営者報酬を増加させること、財務制限条項に抵触することを回避することなどが指摘できる。

【参考文献】

- ・新井清光、白鳥庄之助〔1991〕「会計基準設定機関国際会議の概要と「日本における会計の法律的及び概念的フレームワーク」」『JICPAジャーナル』1991年10月号、23-33頁。
- ・薄井彰〔2013〕「決算短信の情報有用性は過去25年間で低下していたか」『早稲田商学』第434号、411-427頁。
- ・薄井彰〔2015〕『会計制度の経済分析』中央経済社。
- ・企業会計制度対策調査会〔1949〕「企業会計対策調査

会打合会速記録」（1949年2月17日付、黒澤文庫目録Ⅱ第1次史料Ⅱ-12-16）。

- ・金融庁会計監査の在り方に関する懇談会〔2016〕「一 会計監査の信頼性確保のために―「会計監査の在り方に関する懇談会」提言」、2016年3月8日。
- ・金融庁金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ〔2016a〕「第3回議事次第 事務局説明資料」、2016年2月19日。
- ・金融庁金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ〔2016b〕「第4回議事次第 事務局説明資料」、2016年3月14日。
- ・土本清幸、飯沼和雄〔2007〕「東京証券取引所における適時開示政策の変遷」『現代ディスクロージャー研究』第7号、23-30頁。
- ・日本公認会計士協会〔2016〕「会長声明 金融庁「会計監査の在り方に関する懇談会」提言を受けて」、2016年3月8日。

